

文化施設の使用料を改正します！！

市の文化施設は、合併前の旧市町で定めていた使用料を引き継いで運営していました。しかし、料金体系等、さまざまな違いがあったため、施設ごとに見直しを行い、10月1日から、新しい使用料に改正することにしました。

下表の基本使用料のほかに冷暖房の使用や営利使用、超過時間使用など、加算金をいただく場合があります。料金の詳細は、各施設におたずねください。

なお、9月30日までに、予約された場合は改正前の使用料となります。

おたずね／文化スポーツ課 ☎21-6347

文化施設利用使用料一覧

《ホール系施設》

【出雲市民会館】 ☎ 24-1212		(円)					
区分	利用時間	基本使用料					
		9~12	13~17	18~22	9~17	13~22	9~22
大ホール	平日	20,300	27,100	32,500	40,700	51,900	70,600
	土・日・休日	24,400	32,500	39,100	48,800	62,300	84,700
展示室	平日	3,600	4,800	5,700	7,200	9,100	12,400
	土・日・休日	4,200	5,600	6,700	8,400	10,700	14,500
301会議室		6,000	8,000	9,600	12,000	15,300	20,800
302研修室		4,600	6,200	7,400	9,200	11,800	16,100
303研修室		1,000	1,400	1,600	2,000	2,600	3,600
304学習室・305学習室		3,000	4,000	4,800	6,000	7,600	10,400
202多目的室	平日	2,700	3,600	4,300	5,400	6,800	9,300
	土・日・休日	3,200	4,300	5,100	6,400	8,200	11,200
101楽屋		1,600	2,200	2,600	3,200	4,200	5,700
102楽屋・204楽屋		600	800	900	1,200	1,500	2,000
主催者控室・出演者控室							
203楽屋		700	1,000	1,200	1,400	1,900	2,600

【ビッグハート出雲】 ☎ 20-2888		(円)					
区分	利用時間	基本使用料					
		9~12	13~17	18~22	9~17	13~22	9~22
白のホール	平日	5,100	6,800	8,100	10,200	13,000	17,600
	土・日・休日	6,100	8,100	9,700	12,200	15,600	21,200
控室1		300	400	400	600	700	1,000
控室2・控室3		400	600	700	800	1,100	1,500
アートギャラリー	平日	3,900	5,200	6,200	7,800	9,900	13,500
	土・日・休日	4,600	6,200	7,400	9,300	11,900	16,200
黒のスタジオ 茶のスタジオ	平日	2,500	3,300	4,000	5,000	6,400	8,700
	土・日・休日	3,000	4,000	4,800	6,000	7,700	10,400
スタッフ控室		900	1,200	1,400	1,800	2,200	3,100
レセプションスペース		2,100	2,800	3,300	4,200	5,300	7,200
会議室							
練習室		300	(時間単価)				
文化サロン	一般	1,800	2,400	2,800	3,600	4,500	6,200
	登録団体	登録料	12,000	(年単価)			
		ロッカー	12,000				
応接室		1,500	2,000	2,400	3,000	3,800	5,200

【平田文化館】 ☎ 63-5030		(円)					
区分	利用時間	基本使用料					
		9~12	13~17	18~22	9~17	13~22	9~22
プラタナスホール	平日	14,100	18,800	22,500	28,200	35,900	48,800
	土・日・休日	16,900	22,500	27,000	33,800	43,100	58,600
小ホール	平日	3,000	4,000	4,800	6,000	7,600	10,400
	土・日・休日	3,600	4,800	5,700	7,200	9,100	12,400
会議室1		1,900	2,600	3,100	3,800	4,900	6,700
会議室2		2,200	3,000	3,600	4,400	5,700	7,800
和室1・和室2		1,300	1,800	2,100	2,600	3,400	4,600
応接室		1,500	2,000	2,400	3,000	3,800	5,200

【スサノオホール】 ☎ 84-0833		(円)					
区分	利用時間	基本使用料					
		9~12	13~17	18~22	9~17	13~22	9~22
大ホール	平日	6,300	8,400	10,000	12,600	16,000	21,800
	土・日・休日	7,500	10,000	12,000	15,100	19,200	26,200
和室(16畳)		1,200	1,600	1,900	2,400	3,000	4,100
会議室							
視聴覚室		800	1,000	1,200	1,600	2,000	2,800
楽屋		300	500	600	700	900	1,300

【大社文化プレイスうらら館】 ☎ 53-6500		(円)					
区分	利用時間	基本使用料					
		9~12	13~17	18~22	9~17	13~22	9~22
だんだんホール	平日	9,600	12,800	15,300	19,200	24,400	33,200
	土・日・休日	11,500	15,300	18,400	23,000	29,300	39,900
ごえんホール	平日	6,000	8,000	9,600	12,000	15,300	20,800
	土・日・休日	7,200	9,600	11,500	14,400	18,300	24,900
第1会議室		1,000	1,400	1,600	2,000	2,600	3,600
第2会議室							
第3会議室		2,100	2,800	3,300	4,200	5,300	7,200
第1楽屋・第2楽屋		400	600	700	800	1,100	1,500
第3楽屋・第4楽屋		700	1,000	1,200	1,400	1,900	2,600
だんだんテラス		900	1,200	1,400	1,800	2,200	3,100

【斐川文化会館】 ☎ 73-9180		(円)					
区分	利用時間	基本使用料					
		9~12	13~17	18~22	9~17	13~22	9~22
大ホール	平日	3,000	4,000	4,800	6,000	7,600	10,400
	土・日・休日	3,600	4,800	5,700	7,200	9,100	12,400
第1研修室		1,100	1,400	1,700	2,200	2,800	3,800
第2研修室							
第3・4研修室							
和室6畳		700	1,000	1,200	1,400	1,900	2,600
子ども室							
小会議室							
和室15畳							
和室21畳							
第1講義室		1,100	1,400	1,700	2,200	2,800	3,800
第2講義室							
視聴覚室							
料理実習室							
応接室		1,200	1,600	1,900	2,400	3,000	4,100

《その他施設》

【出雲文化伝承館】 ☎ 21-2460 (円)

区 分		単位	基本使用料
企画展示室		1日につき	20,000
茶室「松籟亭」			2,500
出雲屋敷		1時間につき	3,750
出雲流庭園(写真撮影等を行う場合)			1,000
出雲文化工房 陶芸窯	素焼き	1回につき	2,000
	本焼き		4,000
縁結び 交流館 多目的 ホール	平日	1時間につき	全面
			半面
	土・日・休日		全面
			半面
出雲文化工房実習室			300

【佐田文化練習館】 ☎ 84-0835 (円)

区 分	単位	基本使用料	
		一 般	営利の場合
研 修 室	1時間につき	無 料	1,600
青年研修室			1,100

【アクティビカワ】 ☎ 72-7411 (円)

区 分		単位	基本使用料
多目的ホール	平日	1時間につき	1,000
	土・日・休日		1,200
控 室	250		
会議室	370		
研修室			500
特別会議室			500

【平田本陣記念館】 ☎ 62-5090 (円)

区 分		単位	基本使用料
本 館	使 用 料	1日につき	20,000
茶 室	使 用 料	1時間につき	1,250
展示館	使 用 料		1日につき
	入場料 (一般)	個 人	500
		団 体	400
	入場料 (小学生～ 高校生)	個 人	1人につき
団 体			100

【多伎文化伝習館】 ☎ 86-2611 (円)

区 分	単位	基本使用料	
		一 般	営利の場合
実 習 室	1時間につき	無 料	800
調 理 室			
和 室			

【原鹿の旧豪農屋敷】 ☎ 72-9747 (円)

区 分		単位	基本使用料
主 屋	南部屋	1時間につき	250
	西部屋		
	北部屋		
板の間			
新座敷	1 階		
	2 階		
門座敷	展示室		
前 庭			

ひとり親家庭の方のために

ひとり親家庭では、家計を支えながらひとりで子育てを担うことになるため、その両立に困難な問題を抱えたり、不安や負担を感じることもあると思います。ここでは、ひとり親家庭の方が利用できる各種制度を紹介します。

制度によっては所得要件があったり、事前相談が必要なものもあります。まずは、お気軽にご相談ください。

制 度	内 容	おたすね
児童扶養手当	父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために支給されます。 ※所得・児童数により手当額が決まります。	本 庁…子育て支援課 平田支所…市民福祉課 佐田・多伎・湖陵・大社支所 …市民サービス課
母子自立支援員による相談	各種制度の情報提供をするとともに、くらし・子育て・就労・養育費取得などさまざまな悩みについて、相談に応じます。	斐川支所…健康福祉課
ひとり親家庭等児童入学就職支度金	母子家庭・父子家庭等の児童が小・中学校入学もしくは中学校卒業後に進学・就職する際、支度金を支給します。(所得制限・基準日・申請受付期間があります。)	
母子寡婦福祉資金貸付	子どもが修学するための資金や、母が技能を習得するための資金など、各種資金の貸付を行っています。	
日常生活支援事業	ひとり親家庭で一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣します。	本 庁…子育て支援課 斐川支所…健康福祉課
母子家庭等自立支援給付金	母子家庭の母または父子家庭の父の就業を促進するため、資格取得のための講座を受講する場合や、養成機関で修業する場合に給付金を支給します。 ※平成25年度から父子家庭の父も支給対象になりました。	
福祉医療制度	・ひとり親家庭、両親のない児童のうち、子と母(父)の医療費(自己負担分)を助成します。(所得による制限があります。) ・自己負担は医療費の1割です。(世帯の市民税課税状況により、自己負担の上限額があります。)	本 庁…福祉推進課 平田支所…市民福祉課 佐田・多伎・湖陵・大社支所 …市民サービス課 斐川支所…市民生活課
就学援助制度	経済的理由により小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを援助します。	本庁…教育政策課 各小・中学校

おたすね

本庁／子育て支援課 ☎ 21-6604 平田支所／市民福祉課 ☎ 63-5567 大社支所／市民サービス課 ☎ 53-3116
福祉推進課 ☎ 21-6694 佐田支所／市民サービス課 ☎ 84-0118 斐川支所／健康福祉課 ☎ 73-9111
教育政策課 ☎ 21-6190 多伎支所／市民サービス課 ☎ 86-3116 市民生活課 ☎ 73-9102
湖陵支所／市民サービス課 ☎ 43-1215